

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年 6月19日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県条例第 62 号

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和 57 年佐賀県条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																																																																			
<p>佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例</p> <p>（各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 15 条第 8 項の規定により、各選挙区において選挙すべき<u>佐賀県議会議員</u>の数は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>佐賀市選挙区</td><td style="text-align: right;">11 人</td></tr> <tr><td>唐津市・東松浦郡選挙区</td><td style="text-align: right;">6 人</td></tr> <tr><td>鳥栖市選挙区</td><td style="text-align: right;">3 人</td></tr> <tr><td>多久市選挙区</td><td style="text-align: right;">1 人</td></tr> <tr><td>伊万里市選挙区</td><td style="text-align: right;">3 人</td></tr> <tr><td>武雄市選挙区</td><td style="text-align: right;">2 人</td></tr> <tr><td>鹿島市・藤津郡選挙区</td><td style="text-align: right;">2 人</td></tr> <tr><td>小城市選挙区</td><td style="text-align: right;">2 人</td></tr> <tr><td>嬉野市選挙区</td><td style="text-align: right;">1 人</td></tr> <tr><td>神崎市・神埼郡選挙区</td><td style="text-align: right;">2 人</td></tr> <tr><td>三養基郡選挙区</td><td style="text-align: right;">2 人</td></tr> <tr><td>西松浦郡選挙区</td><td style="text-align: right;">1 人</td></tr> <tr><td>杵島郡選挙区</td><td style="text-align: right;">2 人</td></tr> </table>	佐賀市選挙区	11 人	唐津市・東松浦郡選挙区	6 人	鳥栖市選挙区	3 人	多久市選挙区	1 人	伊万里市選挙区	3 人	武雄市選挙区	2 人	鹿島市・藤津郡選挙区	2 人	小城市選挙区	2 人	嬉野市選挙区	1 人	神崎市・神埼郡選挙区	2 人	三養基郡選挙区	2 人	西松浦郡選挙区	1 人	杵島郡選挙区	2 人	<p>佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例</p> <p>（選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数）</p> <p>第 2 条 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 15 条第 1 項及び第 8 項の規定により、<u>佐賀県議会議員の選挙区及び各選挙区</u>において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">選挙区</th> <th rowspan="2" style="text-align: center;">議員 の数</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>佐賀市選挙区</td><td>佐賀市</td><td style="text-align: center;">11 人</td></tr> <tr><td>唐津市・東松浦郡選挙区</td><td>唐津市及び東松浦郡玄海町</td><td style="text-align: center;">6 人</td></tr> <tr><td>鳥栖市選挙区</td><td>鳥栖市</td><td style="text-align: center;">3 人</td></tr> <tr><td>多久市選挙区</td><td>多久市</td><td style="text-align: center;">1 人</td></tr> <tr><td>伊万里市選挙区</td><td>伊万里市</td><td style="text-align: center;">3 人</td></tr> <tr><td>武雄市選挙区</td><td>武雄市</td><td style="text-align: center;">2 人</td></tr> <tr><td>鹿島市・藤津郡選挙区</td><td>鹿島市及び藤津郡太良町</td><td style="text-align: center;">2 人</td></tr> <tr><td>小城市選挙区</td><td>小城市</td><td style="text-align: center;">2 人</td></tr> <tr><td>嬉野市選挙区</td><td>嬉野市</td><td style="text-align: center;">1 人</td></tr> <tr><td>神崎市・神埼郡選挙区</td><td>神崎市及び神埼郡吉野ヶ里町</td><td style="text-align: center;">2 人</td></tr> <tr><td>三養基郡選挙区</td><td>三養基郡基山町、上峰町及びみやき町</td><td style="text-align: center;">2 人</td></tr> <tr><td>西松浦郡選挙区</td><td>西松浦郡有田町</td><td style="text-align: center;">1 人</td></tr> </tbody> </table>	選挙区		議員 の数	名称	区域	佐賀市選挙区	佐賀市	11 人	唐津市・東松浦郡選挙区	唐津市及び東松浦郡玄海町	6 人	鳥栖市選挙区	鳥栖市	3 人	多久市選挙区	多久市	1 人	伊万里市選挙区	伊万里市	3 人	武雄市選挙区	武雄市	2 人	鹿島市・藤津郡選挙区	鹿島市及び藤津郡太良町	2 人	小城市選挙区	小城市	2 人	嬉野市選挙区	嬉野市	1 人	神崎市・神埼郡選挙区	神崎市及び神埼郡吉野ヶ里町	2 人	三養基郡選挙区	三養基郡基山町、上峰町及びみやき町	2 人	西松浦郡選挙区	西松浦郡有田町	1 人
佐賀市選挙区	11 人																																																																			
唐津市・東松浦郡選挙区	6 人																																																																			
鳥栖市選挙区	3 人																																																																			
多久市選挙区	1 人																																																																			
伊万里市選挙区	3 人																																																																			
武雄市選挙区	2 人																																																																			
鹿島市・藤津郡選挙区	2 人																																																																			
小城市選挙区	2 人																																																																			
嬉野市選挙区	1 人																																																																			
神崎市・神埼郡選挙区	2 人																																																																			
三養基郡選挙区	2 人																																																																			
西松浦郡選挙区	1 人																																																																			
杵島郡選挙区	2 人																																																																			
選挙区		議員 の数																																																																		
名称	区域																																																																			
佐賀市選挙区	佐賀市	11 人																																																																		
唐津市・東松浦郡選挙区	唐津市及び東松浦郡玄海町	6 人																																																																		
鳥栖市選挙区	鳥栖市	3 人																																																																		
多久市選挙区	多久市	1 人																																																																		
伊万里市選挙区	伊万里市	3 人																																																																		
武雄市選挙区	武雄市	2 人																																																																		
鹿島市・藤津郡選挙区	鹿島市及び藤津郡太良町	2 人																																																																		
小城市選挙区	小城市	2 人																																																																		
嬉野市選挙区	嬉野市	1 人																																																																		
神崎市・神埼郡選挙区	神崎市及び神埼郡吉野ヶ里町	2 人																																																																		
三養基郡選挙区	三養基郡基山町、上峰町及びみやき町	2 人																																																																		
西松浦郡選挙区	西松浦郡有田町	1 人																																																																		

改正前	改正後		
	杵島郡選挙区	杵島郡大町町、江北町及び 白石町	2人

附 則

この条例は、平成 27 年 3 月 1 日から施行し、この条例による改正後の佐賀県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。